

市議案第 1 0 6 号

豊中市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の設定について

豊中市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和 7 年（2 0 2 5 年） 1 1 月 2 8 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

個人番号を利用することができる事務に就学援助費の支給に関する事務等を追加するとともに，その他所要の規定を改正するため，提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

第1条 豊中市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年豊中市条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）	（ 改 正 後 ）
（目的） 第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の<u>利用</u>に関し必要な事項を定めることを目的とする。 （個人番号の利用範囲） 第3条 （省 略） 2 （省 略） 3 市長又は教育委員会は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用特定個人情報であって自らが保有するもの（利用特定個人情報のうち生活保護関係情報を利用することができる場合にあつては、外国人生活保護関係情報（<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令（令和6年デジタル庁・総務省令第8号）本則の表1の項下欄に掲げる事務に関する情報をいう。以下同じ。）を含む。）を利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</u>	（目的） 第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の<u>利用及び法第19条第11号に基づく特定個人情報</u>の<u>提供</u>に関し必要な事項を定めることを目的とする。 （個人番号の利用範囲） 第3条 （省 略） 2 （省 略） 3 市長又は教育委員会は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用特定個人情報であって自らが保有するもの（利用特定個人情報のうち生活保護関係情報を利用することができる場合にあつては、外国人生活保護関係情報を含む。）を利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

(現 行)	(改 正 後)																							
4 (省 略) (委任) 第4条 (省 略) 別表第1 <table><tr><td></td><td>機 関</td><td>事 務</td></tr><tr><td colspan="3">(省 略)</td></tr></table>		機 関	事 務	(省 略)			4 (省 略) (特定個人情報の提供) 第4条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することが できる場合は、別表第3の第2欄に掲げる機関が、同表の第4欄に掲げる機 関に対し、同表の第3欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第5欄 に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第4欄に掲げる 機関が当該特定個人情報を提供するときとする。 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、 市規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を 含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったもの とみなす。 (委任) 第5条 (省 略) 別表第1 <table><tr><td></td><td>機 関</td><td>事 務</td></tr><tr><td colspan="3">(省 略)</td></tr><tr><td>10</td><td>教育委員会</td><td>学校教育法（昭和22年法律第26号）による就学援助費 の支給に関する事務であって市規則で定めるもの</td></tr><tr><td>11</td><td>教育委員会</td><td>特別支援学級等に就学する児童又は生徒の保護者に対す る特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって 市規則で定めるもの</td></tr></table> 別表第3 <table><tr><td></td><td>情報照会機関</td><td>事 務</td><td>情報提供機関</td><td>特定個人情報</td></tr></table>		機 関	事 務	(省 略)			10	教育委員会	学校教育法（昭和22年法律第26号）による就学援助費 の支給に関する事務であって市規則で定めるもの	11	教育委員会	特別支援学級等に就学する児童又は生徒の保護者に対す る特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって 市規則で定めるもの		情報照会機関	事 務	情報提供機関	特定個人情報
	機 関	事 務																						
(省 略)																								
	機 関	事 務																						
(省 略)																								
10	教育委員会	学校教育法（昭和22年法律第26号）による就学援助費 の支給に関する事務であって市規則で定めるもの																						
11	教育委員会	特別支援学級等に就学する児童又は生徒の保護者に対す る特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって 市規則で定めるもの																						
	情報照会機関	事 務	情報提供機関	特定個人情報																				

(現 行)		(改 正 後)			
		1	教育委員会	学校教育法による就学援助費の支給に関する事務であって市規則で定めるもの	市長 地方税関係情報，生活保護関係情報，外国人生活保護関係情報，児童扶養手当関係情報又は障害者関係情報であって市規則で定めるもの
		2	教育委員会	特別支援学級等に就学する児童又は生徒の保護者に対する特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって市規則で定めるもの	市長 地方税関係情報，生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって市規則で定めるもの

第2条 豊中市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に，傍線で示すように改める。

(現 行)			(改 正 後)		
別表第1			別表第1		
	機関	事務		機関	事務
(省 略)			(省 略)		
4	市長	豊中市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する等の条例（平成29年豊中市条例第41号）附則第4項の規定によりなおその効力を有する			

(現 行)				(改 正 後)			
		ものとされる同条例第2条の規定による廃止前の豊中市老人医療費の助成に関する条例（昭和46年豊中市条例第38号）による医療に要する費用の助成に関する事務であって市規則で定めるもの					
5 ～	(省 略)			4 ～	(省 略)		
11				10			
別表第2				別表第2			
	機関	事務	必要とする他の事務の特定個人情報 報		機関	事務	必要とする他の事務の特定個人情報 報
(省 略)				(省 略)			
4		豊中市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する等の条例附則第4項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第2条の規定による廃止前の豊中市老人医療費の助成に関する条例による医療に要する費用の助成に関する事務であって市規則で定めるもの	地方税関係情報，生活保護関係情報，外国人生活保護関係情報，中国残留邦人等支援給付実施関係情報，医療保険給付関係情報又は障害者関係情報であって市規則で定めるもの				

(現 行)		(改 正 後)	
5 ～	(省 略)	4 ～	(省 略)
<u>9</u>		<u>8</u>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

市議案第 1 0 7 号

豊中市印鑑条例の一部を改正する条例の設定について

豊中市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和 7 年（2 0 2 5 年） 1 1 月 2 8 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

住民基本台帳カード認証機に係る規定を削除するため，提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市印鑑条例の一部を改正する条例

豊中市印鑑条例（昭和 5 0 年豊中市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）	（ 改 正 後 ）
（印鑑登録証の交付） 第 7 条 市長は、前条の規定により印鑑の登録をしたときは、当該印鑑の登録を受けた者（以下「印鑑登録者」という。）に対して印鑑登録証を交付する。ただし、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末装置で証明書を交付する機能を有するものをいう。）、<u>住民基本台帳カード認証機（本市の電子計算機と電気通信回線により接続された住民基本台帳カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 8 号）第 1 9 条の規定による改正前の住民基本台帳法第 3 0 条の 4 4 第 1 項に規定する住民基本台帳カードをいう。）の認証用の端末装置をいう。）又は個人番号カード認証機（本市の電子計算機と電気通信回線により接続された個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。）の認証用の端末装置をいう。）</u>を利用して、印鑑登録証明書の交付を受けることができる者にあつては、その者の申出により、印鑑登録証を交付しないことができる。	（印鑑登録証の交付） 第 7 条 市長は、前条の規定により印鑑の登録をしたときは、当該印鑑の登録を受けた者（以下「印鑑登録者」という。）に対して印鑑登録証を交付する。ただし、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末装置で証明書を交付する機能を有するものをいう。）又は個人番号カード認証機（本市の電子計算機と電気通信回線により接続された個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。）の認証用の端末装置をいう。）（第 1 4 条第 2 項において「多機能端末機等」という。）を利用して、印鑑登録証明書の交付を受けることができる者にあつては、その者の申出により、印鑑登録証を交付しないことができる。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

市議案第 1 0 8 号

豊中市議会議員及び豊中市長の選挙における選挙
運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条
例の設定について

豊中市議会議員及び豊中市長の選挙における選挙運動の公
費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように設定す
るものとする。

令和 7 年（ 2 0 2 5 年） 1 1 月 2 8 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

公職選挙法施行令の改正に準じ，市議会議員及び市長の選挙
運動に係る公費負担の限度額を改正するため，提案するもので
ある。

豊中市条例第 号

豊中市議会議員及び豊中市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

豊中市議会議員及び豊中市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成5年豊中市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）	（ 改 正 後 ）
（選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出及び公費の支払） 第4条 （省 略） 2 市は、候補者（前項の規定による届出をした者に限る。）が同項の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づいて作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>7円73銭</u>を超える場合は、<u>7円73銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づいて、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条第3項に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づいて、当該ビラの作成を業とする者に対して支払う。	（選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出及び公費の支払） 第4条 （省 略） 2 市は、候補者（前項の規定による届出をした者に限る。）が同項の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づいて作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>8円38銭</u>を超える場合は、<u>8円38銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づいて、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条第3項に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づいて、当該ビラの作成を業とする者に対して支払う。
（選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出及び公費の支払） 第5条 （省 略） 2 市は、候補者（前項の規定による届出をした者に限る。）が同項の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づいて作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>541円31銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316、250円を加えた	（選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出及び公費の支払） 第5条 （省 略） 2 市は、候補者（前項の規定による届出をした者に限る。）が同項の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づいて作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>586円88銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316、250円を加えた

(現 行)	(改 正 後)
金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（１円未満の端数がある場合には、その端数は、１円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合は、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づいて、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第２条第３項に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づいて、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。 （公費負担の限度額） 第６条 第２条の規定による公費負担の限度額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。 （１）（省 略） （２） 選挙運動用ビラを作成する場合 候補者１人について、<u>７円７３銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第１４２条第１項第６号に定める枚数を超える場合は、同号に定める枚数）を乗じて得た金額 （３）（省 略）	金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（１円未満の端数がある場合には、その端数は、１円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合は、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づいて、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第２条第３項に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づいて、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。 （公費負担の限度額） 第６条 第２条の規定による公費負担の限度額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。 （１）（省 略） （２） 選挙運動用ビラを作成する場合 候補者１人について、<u>８円３８銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第１４２条第１項第６号に定める枚数を超える場合は、同号に定める枚数）を乗じて得た金額 （３）（省 略）

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の豊中市議会議員及び豊中市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

市議案第 1 0 9 号

豊中市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の設定について

豊中市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和 7 年（2 0 2 5 年）1 1 月 2 8 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準等の改正に伴い，所要の規定を改正するため，提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
(豊中市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)
第1条 豊中市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年豊中市条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に，傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
(職員の数等) 第6条 (省 略) 2 (省 略) 3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については，その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は，次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ，それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし，当該職員の数は，常時2人を下ってはならない。 表の部分 (省 略) 備考 1 この表に定める員数は，副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。）を有し，かつ，児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第18条の18第1項（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第8項において準用する場合を含む。）</u>	<u>(虐待等の禁止)</u> <u>第4条の2 職員は，園児に対し，法第27条の2第1項各号に掲げる行為その他園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</u> (職員の数等) 第6条 (省 略) 2 (省 略) 3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については，その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は，次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ，それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし，当該職員の数は，常時2人を下ってはならない。 表の部分 (省 略) 備考 1 この表に定める員数は，副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。）を有し，かつ，児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第18条の18第3項に規定する保育士登録，大阪府の区域に係る同法第18条の28第2項に規定する地域限定保育士登録又</u>

(現 行)	(改 正 後)																				
の登録（以下「登録」という。）を受けたものに限る。），教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し，かつ，登録を受けたものに限る。），主幹保育教諭，指導保育教諭，保育教諭，助保育教諭又は講師であつて，園児の教育及び保育に直接従事するものの数をいう。 2～4 （省 略） 4・5 （省 略） （豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の準用） 第18条 豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第5条，第6条第1項，第2項及び第4項，第7条，第8条，第9条，第11条から第13条まで，第15条（第4項ただし書を除く。），第19条，第20条第1項，第3項及び第4項，第34条第8号，第35条（後段を除く。）並びに第39条の規定は，幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において，次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に<u>定める</u>字句に読み替えるものとする。 <table><tr><td colspan="3">(省 略)</td></tr><tr><td rowspan="2">第12条</td><td>入所中の児童</td><td>園児</td></tr><tr><td>当該児童</td><td>当該園児</td></tr><tr><td colspan="3">(省 略)</td></tr></table> 2 （省 略）	(省 略)			第12条	入所中の児童	園児	当該児童	当該園児	(省 略)			は大阪府の区域に係る児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第3項に規定する旧国家戦略特別区域限定保育士登録（以下これらを「登録」という。）を受けたものに限る。），教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し，かつ，登録を受けたものに限る。），主幹保育教諭，指導保育教諭，保育教諭，助保育教諭又は講師であつて，園児の教育及び保育に直接従事するものの数をいう。 2～4 （省 略） 4・5 （省 略） （豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の準用） 第18条 豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第5条，第6条第1項，第2項及び第4項，第7条，第8条，第9条，第11条，<u>第13条</u>，第15条（第4項ただし書を除く。），第19条，第20条第1項，第3項及び第4項，第34条第8号，第35条（後段を除く。）並びに第39条の規定は，幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において，次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に<u>掲げる</u>字句に読み替えるものとする。 <table><tr><td colspan="3">(省 略)</td></tr><tr><td colspan="3"> </td></tr><tr><td colspan="3">(省 略)</td></tr></table> 2 （省 略）	(省 略)						(省 略)		
(省 略)																					
第12条	入所中の児童	園児																			
	当該児童	当該園児																			
(省 略)																					
(省 略)																					
(省 略)																					

（豊中市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正）

第2条 豊中市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成30年豊中市条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）	（ 改 正 後 ）
（職員の資格等） 第6条 第4条第1項の規定により認定こども園に置かなければならない職員のうち満3歳未満の子どもの保育に直接従事する職員は、保育士又は<u>国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域に係る</u>国家戦略特別区域限定保育士（以下これらを「保育士」という。）の資格を有する者でなければならない。 2～6 （省 略） （虐待等の禁止） 第16条の2 認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	（職員の資格等） 第6条 第4条第1項の規定により認定こども園に置かなければならない職員のうち満3歳未満の子どもの保育に直接従事する職員は、保育士、<u>大阪府の区域に係る児童福祉法第18条の29に規定する地域限定保育士又は大阪府の区域に係る児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する</u>国家戦略特別区域限定保育士（以下これらを「保育士」という。）の資格を有する者でなければならない。 2～6 （省 略） （虐待等の禁止） 第16条の2 認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（<u>幼稚園型認定こども園にあつては、学校教育法第28条第2項において準用する法第27条の2第1項各号</u>）に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年豊中市条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）	（ 改 正 後 ）
（虐待等の禁止）	（虐待等の禁止）

(現 行)	(改 正 後)						
第 1 2 条 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第 3 3 条の 1 0 各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (入所した者及び職員の健康診断) 第 1 6 条 (省 略) 2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。 <table><tr><th colspan="2">(省 略)</th></tr></table> 3・4 (省 略) (設備の基準) 第 2 4 条の 2 乳児院（乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。） 1 0 人未満を入所させる乳児院を除く。）の設備の基準は、次のとおりとする。 (1)～(3) (省 略) (職員)	(省 略)		第 1 2 条 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (入所した者及び職員の健康診断) 第 1 6 条 (省 略) 2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和 4 0 年法律第 1 4 1 号）第 1 2 条又は第 1 3 条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。 <table><tr><th colspan="2">(省 略)</th></tr><tr><td>乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）に対する健康診査</td><td>入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</td></tr></table> 3・4 (省 略) (設備の基準) 第 2 4 条の 2 乳児院（乳幼児 1 0 人未満を入所させる乳児院を除く。）の設備の基準は、次のとおりとする。 (1)～(3) (省 略) (職員)	(省 略)		乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）に対する健康診査	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
(省 略)							
(省 略)							
乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）に対する健康診査	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断						

(現 行)	(改 正 後)
第24条の4 (省 略) 2 家庭支援専門相談員は、<u>社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者</u>、乳児院において乳幼児の養育に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。 3～5 (省 略) 6 看護師は、保育士若しくは<u>国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士（以下これらを「保育士」という。）又は児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）をもってこれに代えることができる。ただし、乳幼児10人の乳児院には2人以上、乳幼児が10人を超える場合は、おおむね10人増すごとに1人以上看護師を置かなければならない。</u> 7 (省 略) (乳児院の長の資格等) 第24条の6 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、基準府令第22条の2第1項のこども家庭庁長官が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。 (1)・(2) (省 略)	第24条の4 (省 略) 2 家庭支援専門相談員は、乳児院において乳幼児の養育に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。 3～5 (省 略) 6 看護師は、保育士、<u>大阪府の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士若しくは大阪府の区域に係る児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士（以下これらを「保育士」という。）又は児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）をもってこれに代えることができる。ただし、乳幼児10人の乳児院には2人以上、乳幼児が10人を超える場合は、おおむね10人増すごとに1人以上看護師を置かなければならない。</u> 7 (省 略) (乳児院の長の資格等) 第24条の6 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、基準府令第22条の2第1項のこども家庭庁長官が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。 (1)・(2) (省 略)

(現 行)	(改 正 後)
(3)・(4) (省 略) 2 (省 略) (母子生活支援施設の長の資格等) 第27条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、基準府令第27条の2第1項のこども家庭庁長官が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。 (1)・(2) (省 略) (3)・(4) (省 略) 2 (省 略) (母子支援員の資格) 第28条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 (1)～(4) (省 略) (5) (省 略) (職員) 第46条 (省 略)	<u>(2)の2 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第5条の2の8に規定するこども家庭ソーシャルワーカー(以下「こども家庭ソーシャルワーカー」という。)の資格を有する者</u> (3)・(4) (省 略) 2 (省 略) (母子生活支援施設の長の資格等) 第27条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、基準府令第27条の2第1項のこども家庭庁長官が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。 (1)・(2) (省 略) <u>(2)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</u> (3)・(4) (省 略) 2 (省 略) (母子支援員の資格) 第28条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 (1)～(4) (省 略) <u>(4)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</u> (5) (省 略) (職員) 第46条 (省 略)

(現 行)	(改 正 後)
2 家庭支援専門相談員は、<u>社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者</u>、児童養護施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。 3～7 (省 略) (児童養護施設の長の資格等) 第47条 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、基準府令第42条の2第1項のこども家庭庁長官が指定する者が行う児童養護施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。 (1)・(2) (省 略) (3)・(4) (省 略) 2 (省 略) (児童指導員の資格) 第48条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 (1)～(3) (省 略) (4)～(10) (省 略) (職員) 第75条 (省 略) 2・3 (省 略)	2 家庭支援専門相談員は、児童養護施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。 3～7 (省 略) (児童養護施設の長の資格等) 第47条 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、基準府令第42条の2第1項のこども家庭庁長官が指定する者が行う児童養護施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。 (1)・(2) (省 略) <u>(2)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</u> (3)・(4) (省 略) 2 (省 略) (児童指導員の資格) 第48条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 (1)～(3) (省 略) <u>(3)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</u> (4)～(10) (省 略) (職員) 第75条 (省 略) 2・3 (省 略)

(現 行)	(改 正 後)
4 家庭支援専門相談員は、<u>社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者</u>，児童心理治療施設において児童の指導に５年以上従事した者又は法第１３条第３項各号のいずれかに該当する者でなければならない。 ５・６ （省 略） （児童心理治療施設の長の資格等） 第７６条 児童心理治療施設の長は，次の各号のいずれかに該当し，かつ，基準府令第７４条第１項のことも家庭庁長官が指定する者が行う児童心理治療施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて，人格が高潔で識見が高く，児童心理治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。 （１）・（２） （省 略） （３）・（４） （省 略） ２ （省 略） （職員） 第８３条 （省 略） ２ 家庭支援専門相談員は、<u>社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者</u>，児童自立支援施設において児童の指導に５年以上従事した者又は法第１３条第３項各号のいずれかに該当する者でなければならない。 ３～６ （省 略） （児童自立支援施設の長の資格等） 第８４条 児童自立支援施設の長は，次の各号のいずれかに該当し，かつ，子ども家庭庁組織規則（令和５年内閣府令第３８号）第１６条に規定する人材	4 家庭支援専門相談員は，児童心理治療施設において児童の指導に５年以上従事した者又は法第１３条第３項各号のいずれかに該当する者でなければならない。 ５・６ （省 略） （児童心理治療施設の長の資格等） 第７６条 児童心理治療施設の長は，次の各号のいずれかに該当し，かつ，基準府令第７４条第１項のことも家庭庁長官が指定する者が行う児童心理治療施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて，人格が高潔で識見が高く，児童心理治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。 （１）・（２） （省 略） <u>（２）の２ こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</u> （３）・（４） （省 略） ２ （省 略） （職員） 第８３条 （省 略） ２ 家庭支援専門相談員は，児童自立支援施設において児童の指導に５年以上従事した者又は法第１３条第３項各号のいずれかに該当する者でなければならない。 ３～６ （省 略） （児童自立支援施設の長の資格等） 第８４条 児童自立支援施設の長は，次の各号のいずれかに該当し，かつ，子ども家庭庁組織規則（令和５年内閣府令第３８号）第１６条に規定する人材

(現 行)	(改 正 後)
育成センターが行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。 (1)・(2) (省 略) (3)・(4) (省 略) 2 (省 略) (児童自立支援専門員の資格) 第85条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 (1)・(2) (省 略) (3)～(8) (省 略) (児童生活支援員の資格) 第86条 児童生活支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 (1)・(2) (3) (省 略)	育成センターが行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。 (1)・(2) (省 略) <u>(2)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</u> (3)・(4) (省 略) 2 (省 略) (児童自立支援専門員の資格) 第85条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 (1)・(2) (省 略) <u>(2)の2 精神保健福祉士の資格を有する者</u> <u>(2)の3 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</u> (3)～(8) (省 略) (児童生活支援員の資格) 第86条 児童生活支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 (1)・(2) (省 略) <u>(2)の2 精神保健福祉士の資格を有する者</u> <u>(2)の3 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</u> (3) (省 略)

(現 行)	(改 正 後)
(職員) 第97条 (省 略) 2 里親制度等普及促進担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 (1) (省 略) (2) 里親として5年以上の委託児童(法第27条第1項第3号の規定により里親に委託された児童をいう。以下この条及び次条第2号において同じ。)の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等(児童福祉法施行規則<u>(昭和23年厚生省令第11号)</u>第1条の10に規定する養育者等をいう。以下この条及び次条において同じ。)若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者 (3) (省 略) 3・4 (省 略)	(職員) 第97条 (省 略) 2 里親制度等普及促進担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 (1) (省 略) (2) 里親として5年以上の委託児童(法第27条第1項第3号の規定により里親に委託された児童をいう。以下この条及び次条第2号において同じ。)の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等(児童福祉法施行規則第1条の10に規定する養育者等をいう。以下この条及び次条において同じ。)若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者 (3) (省 略) 3・4 (省 略)

(豊中市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 豊中市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年豊中市条例第61号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
(職員) 第11条 (省 略) 2 (省 略)	(職員) 第11条 (省 略) 2 (省 略)

(現 行)	(改 正 後)
3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1) 保育士又は<u>国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士の資格を有する者</u> (2)～(10) (省 略) 4・5 (省 略) (虐待等の禁止) 第13条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1) 保育士、<u>大阪府の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士又は大阪府の区域に係る児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士の資格を有する者</u> (2)～(10) (省 略) 4・5 (省 略) (虐待等の禁止) 第13条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（豊中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第5条 豊中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年豊中市条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
(虐待等の禁止) 第13条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の1</u>	(虐待等の禁止) 第13条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の1</u>

(現 行)	(改 正 後)				
<u>0 各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (利用乳幼児及び職員の健康診断) 第 1 8 条 (省 略) 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</u>が行われた場合であって、当該<u>健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</u>この場合において、<u>当該家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</u> 3・4 (省 略) (職員) 第 2 4 条 (省 略) 2 家庭的保育者は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士若しくは<u>特区法第 1 2 条の 5 第 5 項に規定する事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士又は保育</u>	<u>0 第 1 項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (利用乳幼児及び職員の健康診断) 第 1 8 条 (省 略) 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和 4 0 年法律第 1 4 1 号）第 1 2 条又は第 1 3 条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</u>この場合において、<u>家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。</u> <table><tr><td>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</td><td>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</td></tr><tr><td>乳幼児に対する健康診査</td><td>利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</td></tr></table> 3・4 (省 略) (職員) 第 2 4 条 (省 略) 2 家庭的保育者は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士、<u>大阪府の区域に係る法第 1 8 条の 2 9 に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）若</u>	児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断	乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断				
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断				

(現 行)	(改 正 後)
士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1)・(2) (省 略) 3 (省 略) (職員) 第30条 小規模保育事業所A型には、保育士又は第24条第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士（以下これらを「保育士」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。 2・3 (省 略)	<u>しくは大阪府の区域に係る児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の特区法第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士（以下「国家戦略特別区域限定保育士」という。）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</u> (1)・(2) (省 略) 3 (省 略) (職員) 第30条 小規模保育事業所A型には、保育士、<u>地域限定保育士又は国家戦略特別区域限定保育士</u>（以下これらを「保育士」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。 2・3 (省 略)

（豊中市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第6条 豊中市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年豊中市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
(虐待等の禁止) 第14条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の</u>	(虐待等の禁止) 第14条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の</u>

(現 行)	(改 正 後)
<u>10各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (職員) 第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士又は<u>国家戦略特別区域法</u>（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域に係る<u>国家戦略特別区域限定保育士</u>（以下これらを「保育士」という。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。 2・3 （省 略）	<u>10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (職員) 第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士、<u>大阪府の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士又は大阪府の区域に係る児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士</u>（以下これらを「保育士」という。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。 2・3 （省 略）

（豊中市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第7条 豊中市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年豊中市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
(従業者の員数) 第6条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。	(従業者の員数) 第6条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(現 行)	(改 正 後)
(1) 児童指導員(豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年豊中市条例第59号)第24条の4第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。)又は保育士<u>(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号。以下「特区法」という。)</u>第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定児童発達支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条及び次条において同じ。) 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上 ア・イ (省 略) (2) (省 略) 2～9 (省 略) (健康管理) 第34条 (省 略) 2 前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であつて、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。	(1) 児童指導員(豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年豊中市条例第59号)第24条の4第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。)又は保育士、<u>大阪府の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士若しくは大阪府の区域に係る児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士(以下これらを「保育士」という。)</u> 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上 ア・イ (省 略) (2) (省 略) 2～9 (省 略) (健康管理) 第34条 (省 略) 2 前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。)が行われた場合であつて、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同

(現 行)	(改 正 後)								
(省 略) 3 (省 略) (従業者の員数) 第60条 児童発達支援に係る基準該当通所支援（以下「基準該当児童発達支援」という。）の事業を行う者（以下「基準該当児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。 (1) 児童指導員又は保育士 <u>（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある基準該当児童発達支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この号において同じ。）</u> 基準該当児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上 ア・イ (省 略) (2) (省 略) 2・3 (省 略) (従業者の員数) 第79条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者（以下「指定放課後等デ	表の左欄に掲げる<u>健康診断等</u>の結果を把握しなければならない。 <table> <tr> <th colspan="2" data-bbox="1137 308 1601 355">(省 略)</th></tr> <tr> <td data-bbox="1137 355 1601 403">乳児又は幼児に対する健康診査</td><td data-bbox="1601 355 2067 403">通所する障害児に対する通所開始時の</td></tr> <tr> <td data-bbox="1137 403 1601 451"></td><td data-bbox="1601 403 2067 451">健康診断，定期の健康診断又は臨時の</td></tr> <tr> <td data-bbox="1137 451 1601 499"></td><td data-bbox="1601 451 2067 499">健康診断</td></tr> </table> 3 (省 略) (従業者の員数) 第60条 児童発達支援に係る基準該当通所支援（以下「基準該当児童発達支援」という。）の事業を行う者（以下「基準該当児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。 (1) 児童指導員又は保育士 基準該当児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上 ア・イ (省 略) (2) (省 略) 2・3 (省 略) (従業者の員数) 第79条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者（以下「指定放課後等デ	(省 略)		乳児又は幼児に対する健康診査	通所する障害児に対する通所開始時の		健康診断，定期の健康診断又は臨時の		健康診断
(省 略)									
乳児又は幼児に対する健康診査	通所する障害児に対する通所開始時の								
	健康診断，定期の健康診断又は臨時の								
	健康診断								

(現 行)	(改 正 後)
イサービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。 (1) 児童指導員又は保育士<u>(特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。)</u> 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上 ア・イ (省 略) (2) (省 略) 2～8 (省 略) (従業者の員数) 第86条 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援(以下「基準該当放課後等デイサービス」という。)の事業を行う者(以下「基準該当放課後等デイサービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。 (1) 児童指導員又は保育士<u>(特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある基準該当放課後等デイサービス事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。)</u> 基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当	イサービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。 (1) 児童指導員又は保育士 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上 ア・イ (省 略) (2) (省 略) 2～8 (省 略) (従業者の員数) 第86条 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援(以下「基準該当放課後等デイサービス」という。)の事業を行う者(以下「基準該当放課後等デイサービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。 (1) 児童指導員又は保育士 基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

(現 行)	(改 正 後)
たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上 ア・イ (省 略) (2) (省 略) 2 (省 略) (従業者の員数) 第91条 (省 略) 2 前項第1号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士<u>(特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定居宅訪問型児童発達支援事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)</u>の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理担当職員(学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。))若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、生活能力の向上のために必要な支援その他の支援(以下この項において単に「支援」という。)を行い、並びに当該障害児の支援を行う者に対して支援に関する指導を行う業務その他職業訓練若しくは職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。 3 (省 略)	ア・イ (省 略) (2) (省 略) 2 (省 略) (従業者の員数) 第91条 (省 略) 2 前項第1号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理担当職員(学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。))若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、生活能力の向上のために必要な支援その他の支援(以下この項において単に「支援」という。)を行い、並びに当該障害児の支援を行う者に対して支援に関する指導を行う業務その他職業訓練若しくは職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。 3 (省 略)

(豊中市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第8条 豊中市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和6年豊中市条例第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
(虐待等の禁止) 第14条 一時保護施設の職員は、入所中の児童に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (職員) 第19条 一時保護施設には、児童指導員(児童の生活指導を行う者をいう。次項及び第22条において同じ。)、嘱託医、看護師、保育士<u>(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある一時保護施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。)</u>、心理療法担当職員、個別対応職員、学習指導員、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童10人以下を入所させる一時保護施設にあっては個別対応職員を、学習指導を委託する一時保護施設にあっては学習指導員を、児童40人以下を入所させる一時保護施設にあっては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。 2～4 (省 略) (児童指導員の資格)	(虐待等の禁止) 第14条 一時保護施設の職員は、入所中の児童に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (職員) 第19条 一時保護施設には、児童指導員(児童の生活指導を行う者をいう。次項及び第22条において同じ。)、嘱託医、看護師、保育士、<u>大阪府の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士又は大阪府の区域に係る児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士(以下これらを「保育士」という。)</u>、心理療法担当職員、個別対応職員、学習指導員、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童10人以下を入所させる一時保護施設にあっては個別対応職員を、学習指導を委託する一時保護施設にあっては学習指導員を、児童40人以下を入所させる一時保護施設にあっては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。 2～4 (省 略) (児童指導員の資格)

(現 行)	(改 正 後)
第 2 2 条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 (1)～(3) (省 略) (4)～(10) (省 略)	第 2 2 条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 (1)～(3) (省 略) <u>(3)の2 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第5条の2の8に規定するこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</u> (4)～(10) (省 略)

(豊中市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第 9 条 豊中市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(令和6年豊中市条例第52号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
(従業者の員数) 第 5 条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては第4号の栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあっては第5号の調理員を置かないことができる。 (1)・(2) (省 略) (3) 児童指導員(豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年豊中市条例第59号)第24条の4第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。)及び保育士又は<u>国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第5項に規定する事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士</u>(以下これらを「保育士」という。)	(従業者の員数) 第 5 条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては第4号の栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあっては第5号の調理員を置かないことができる。 (1)・(2) (省 略) (3) 児童指導員(豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年豊中市条例第59号)第24条の4第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。)及び保育士、<u>大阪府の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士又は大阪府の区域に係る児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)附則第15条第1項</u>

(現 行)	(改 正 後)
ア～ウ (省 略) (4)～(6) (省 略) 2～4 (省 略) (設備) 第6条 (省 略) 2 (省 略) 3 第1項の居室の基準は、次のとおりとする。 (1)・(2) (省 略) (3) 前2号の規定にかかわらず、乳児又は幼児(第56条第1項第2号において「乳幼児」という。)のみの一の居室の定員は6人以下とし、1人当たりの床面積は3.3平方メートル以上とすること。 (4) (省 略) 4・5 (省 略) (健康管理) 第30条 (省 略) 2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に	<u>の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士(以下これらを「保育士」という。)</u> ア～ウ (省 略) (4)～(6) (省 略) 2～4 (省 略) (設備) 第6条 (省 略) 2 (省 略) 3 第1項の居室の基準は、次のとおりとする。 (1)・(2) (省 略) (3) 前2号の規定にかかわらず、乳児又は幼児(第30条第2項の表及び第56条第1項第2号において「乳幼児」という。)のみの一の居室の定員は6人以下とし、1人当たりの床面積は3.3平方メートル以上とすること。 (4) (省 略) 4・5 (省 略) (健康管理) 第30条 (省 略) 2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以

(現 行)	(改 正 後)
掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定福祉型障害児入所施設は、それぞれ同表の左欄に掲げる <u>健康診断</u> の結果を把握しなければならない。	下この項において「 <u>健康診断等</u> 」という。)が行われた場合であって、当該 <u>健康診断等</u> がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定福祉型障害児入所施設は、それぞれ同表の左欄に掲げる <u>健康診断等</u> の結果を把握しなければならない。
(省 略)	(省 略)
3 (省 略) (虐待等の禁止)	3 (省 略) (虐待等の禁止)
第47条 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、障害児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第47条 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、障害児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
2 (省 略)	2 (省 略)

(豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第10条 豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年豊中市条例第49号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
(虐待等の禁止)	(虐待等の禁止)
第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定	第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定

(現 行)	(改 正 後)
子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	<u>教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号</u>）に掲げる行為 その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の規定（豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第12条、第16条第2項、第24条の2及び第24条の4第6項の改正規定を除く。）及び第8条中豊中市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第22条の改正規定は、令和8年3月1日から施行する。

市議案第 1 1 0 号

豊中市火災予防条例の一部を改正する条例の設定
について

豊中市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和 7 年（2 0 2 5 年） 1 1 月 2 8 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

林野火災に関する注意報その他所要の規定を改正するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市火災予防条例の一部を改正する条例

豊中市火災予防条例（昭和 37 年豊中市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
目次 第 1 章～第 3 章の 2 (省 略) 第 4 章～第 7 章 (省 略) 附則 (火災に関する警報の発令中における火の使用の制限) 第 29 条 火災に関する<u>警報</u>が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。 (1)～(5) (省 略) <u>(6) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。</u> (住宅における火災の予防の推進) 第 29 条の 7 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。 (1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器<u>その他の</u>物品、機械器具及び設備の普及の促進 (2) (省 略)	目次 第 1 章～第 3 章の 2 (省 略) <u>第 3 章の 3 林野火災の予防 (第 29 条の 8・第 29 条の 9)</u> 第 4 章～第 7 章 (省 略) 附則 (火災に関する警報の発令中における火の使用の制限) 第 29 条 火災に関する<u>警報 (法第 22 条第 3 項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。)</u>が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。 (1)～(5) (省 略) (住宅における火災の予防の推進) 第 29 条の 7 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。 (1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、<u>感震ブレーカーその他の</u>物品、機械器具及び設備の普及の促進 (2) (省 略)

(現 行)	(改 正 後)
2 (省 略) 第4章 (省 略) (火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出) 第45条 (省 略) 2 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。 (1) <u>火災とまぎらわしい煙</u>又は火災を発するおそれのある行為	2 (省 略) <u>第3章の3 林野火災の予防</u> <u>(林野火災に関する注意報)</u> <u>第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。</u> <u>2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。</u> <u>3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。</u> <u>(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)</u> <u>第29条の9 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。</u> 第4章 (省 略) (火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出) 第45条 (省 略) 2 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。 (1) <u>たき火その他の火災と紛らわしい煙</u>又は火災を発するおそれのある行為

(現 行)	(改 正 後)
(2)～(5) (省 略)	(2)～(5) (省 略)

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

市議案第 1 1 1 号

豊中市立母子父子福祉センターの指定管理者の指定について

豊中市立母子父子福祉センターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和 7 年（2 0 2 5 年） 1 1 月 2 8 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

記

施設の名称	指定管理者	指定期間
豊中市立母子父子福祉センター	豊中市中桜塚 2 丁目 2 9 番 3 1 号 社会福祉法人豊中市母子寡婦福祉会	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 1 3 年 3 月 3 1 日 まで

（提案理由）

豊中市立母子父子福祉センターの管理を行わせるため、指定管理者を指定する必要があるので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

指定管理者の候補者選定の概要

施設名		豊中市立母子父子福祉センター
所在地		大阪府豊中市中桜塚2丁目29番31号（地域共生センター東館内）
施設の概要		設置目的：母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉の向上を図るため 敷地面積：925.16 m ² 建物構造：鉄筋コンクリート造、地上3階建のうち1階部分122.7 m ² 定員：会議室（40人） 休館日：12月29日から翌年の1月3日まで
選定方法に関する概要	選定の方法	公募（市広報誌・市ホームページ、OSAKA 指定管理者公募情報ポータルサイトによる周知）により応募団体からの提案を審査
	募集要項公示期間	令和7年（2025年）6月6日から 令和7年（2025年）7月7日まで
	現地説明会	令和7年（2025年）7月11日
	提案書類提出期限	令和7年（2025年）8月4日
	業務内容	【管理運営業務】 - 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対する各種の相談に応じること - 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対する生活指導及び生業指導を行うこと - 講習会、レクリエーション等のための事業を行い、又はそのために必要な場所を提供すること - その他施設の目的を達成するため市長が必要と認める事業 - 前述のほか、事業の実施に支障のない限りにおいてセンターを一般の使用に供すること等 【施設の維持管理業務】 - センターの使用承認、取消しその他センターの使用に関する業務 - センターの使用料の徴収、減免及び返還に関する業務 - センターの建物、設備の点検 - センターの備品等の点検・修繕・交換 - センター内での事故への対応及び危機管理体制に関する業務 - センターの管理運営に係る豊中市担当課、事業者等との連絡及び調整、連携業務 - センターの建物、設備、備品等を常に良好な状態に維持するために必要な業務 【その他】 - 事業計画書及び報告書等の作成、モニタリング実施協力等
	提案書類	団体概要説明書（団体の設立理念、主な業務内容等を記述） 事業計画書（審査基準表に対応した提案内容を記述） 財務状況報告書類（貸借対照表、損益計算書等） 諸証明書類（労働保険関係書類、社会保険適用通知書等）等
	指定期間	令和8年（2026年）4月1日から 令和13年（2031年）3月31日まで
応募状況		社会福祉法人 豊中市母子寡婦福祉会

選定評価委員会に関する概要	委員構成	学識経験者 大西 雅裕 神戸女子大学 教育部 教育学科 教授 学識経験者 浦田 雅夫 京都女子大学 発達教育学部 教育学科 教授 学識経験者 宮下 幾久子 千里中央法律事務所 弁護士 財務面に関する有資格者 岸本 麻里 岸本麻里税理士事務所 税理士 労務面に関する有資格者 松村 裕子 かなてつ社労士事務所 社会保険労務士 (計5名)																					
	審議経過	第1回選定評価委員会【令和7年(2025年)5月9日開催】 募集要項並びに審査基準の審議等 第2回選定評価委員会【令和7年(2025年)9月11日開催】 書類審査等 第3回選定評価委員会【令和7年(2025年)9月29日開催】 面接審査、採点、候補者の決定、答申書作成																					
	審査方法	提案書類にもとづく書類審査及び面接審査																					
	採点結果	社会福祉法人 豊中市母子寡婦福祉会 792.98点【1,000点満点】																					
候補者の選定理由		社会福祉法人豊中市母子寡婦福祉会は、設立以来、ひとり親家庭及び寡婦の生活の安定と福祉の増進を図ることを基本理念に取り組んできた実績があり、その中で培われたひとり親家庭の親と子を共に支援する視点や、安定した財務状況のもとで、求めるサービス水準を確保することが可能と見込まれます。 また、現指定管理者として、現行事業の安定的実施とあわせて、新たに市役所等の支援機関への「同行支援」の実施や、学習支援教室の実施回数の拡充といった当事者に寄り添った支援の提案があったこと等を評価しました。 これらのことから、豊中市のひとり親家庭支援のさらなる充実に向け、当該事業者が豊中市立母子父子福祉センターの指定管理者としてふさわしいと判断しました。 【参 考】 ○審査詳細 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">選定考査項目・主な評価ポイント</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">●基本姿勢 管理運営の基本姿勢（基本理念等）の公共の利益の増進への合致、市の施策全般を理解し協力する姿勢、関連法令遵守姿勢、施設設置目的に沿った事業運営</td></tr> <tr> <td></td><td>配点</td><td>採点</td></tr> <tr> <td></td><td>90</td><td>82.5</td></tr> <tr> <td colspan="3">●サービス水準・施設効用の発揮 確保すべきサービス水準、センター事業に関する業務、施設運営管理、安定して確実に管理運営業務を遂行する能力、母子及び父子並びに寡婦の福祉の向上に資する活動の実績</td></tr> <tr> <td></td><td>配点</td><td>採点</td></tr> <tr> <td></td><td>320</td><td>210.48</td></tr> </tbody> </table>	選定考査項目・主な評価ポイント			●基本姿勢 管理運営の基本姿勢（基本理念等）の公共の利益の増進への合致、市の施策全般を理解し協力する姿勢、関連法令遵守姿勢、施設設置目的に沿った事業運営				配点	採点		90	82.5	●サービス水準・施設効用の発揮 確保すべきサービス水準、センター事業に関する業務、施設運営管理、安定して確実に管理運営業務を遂行する能力、母子及び父子並びに寡婦の福祉の向上に資する活動の実績				配点	採点		320	210.48
選定考査項目・主な評価ポイント																							
●基本姿勢 管理運営の基本姿勢（基本理念等）の公共の利益の増進への合致、市の施策全般を理解し協力する姿勢、関連法令遵守姿勢、施設設置目的に沿った事業運営																							
	配点	採点																					
	90	82.5																					
●サービス水準・施設効用の発揮 確保すべきサービス水準、センター事業に関する業務、施設運営管理、安定して確実に管理運営業務を遂行する能力、母子及び父子並びに寡婦の福祉の向上に資する活動の実績																							
	配点	採点																					
	320	210.48																					

	●所要コストの適正度 指定管理委託料		
	配点		採点
	300		300
	●財務健全性 貸借対照表、損益計算書、資金保有、収支計画の健全性		
	配点		採点
	80		75
	●市民満足度への配慮 利用者満足度の把握、利用者の苦情・要望・意見等への対応、 地域住民・事業者等との良好な関係構築等		
	配点		採点
	70		40
	●従事者への配慮 労働関係法令の遵守、指導育成に関する方針・計画、研修の実施 状況、従事者が働きがいを持ちいきいきと業務に取り組める環境、 従事者が業務を行う際の安全管理		
配点		採点	
100		60	
●個人情報保護体制 個人情報保護の体制の整備			
配点		採点	
20		10	
●危機管理体制 緊急事態発生等への危機管理体制の整備			
配点		採点	
20		15	
○提案価格 提案価格 17,338,000 円（税込） 予定価格 17,875,000 円（税込） 最高評価点相当額 17,338,750 円（税込） ※提案価格は実際の指定管理委託料と必ずしも一致するものではあ りません。			
候補者に関する概要	候補者概要	団体名：社会福祉法人 豊中市母子寡婦福祉会 所在地：大阪府豊中市中桜塚2丁目29番31号 代表者：理事長 佐々木 文子 設立年月日：平成19年3月30日 従業員数：60人 基本財産：496,119,581円 主な業務内容： 社会福祉事業 ・ ゆたか保育園の経営 ・ わかば保育園の経営 ・ ひとり親家庭等日常生活支援事業の経営 収益事業 ・ 市立豊中病院内売店（ローソン）経営	

市議案第 1 1 2 号

市営住宅及びその共同施設の指定管理者の指定について

市営住宅及びその共同施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 7 年（ 2 0 2 5 年） 1 1 月 2 8 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

記

施設の名称	指定管理者	指定期間
市営住宅及びその共同施設	東京都世田谷区用賀 4 丁目 1 0 番 1 号 株式会社東急コミュニティー	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 1 3 年 3 月 3 1 日 まで

（提案理由）

市営住宅及びその共同施設の管理を行わせるため、指定管理者を指定する必要があるので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

指定管理者の候補者選定の概要

施設名		市営住宅及びその共同施設	
所在地		大阪府豊中市東豊中町 5 丁目 20 番 ほか	
施設の概要		設置目的：住宅に困窮する低額所得者向けの賃貸住宅 管理対象：市営住宅 28 団地 2,387 戸及びそれらの共同施設	
選定方法に関する概要	選定の方法		公募（市広報誌・市ホームページによる）により応募団体からの提案を審査
	募集要項公示期間		令和 7 年（2025 年）6 月 16 日から 令和 7 年（2025 年）7 月 17 日まで
	提案書類提出期限		令和 7 年（2025 年）8 月 22 日
	募集要項の概要	業務内容	【運營業務】 入居者募集事務、入居手続き事務、入居者等の退去業務、建替対象住宅の入居者の住替えに関する業務、収納業務、滞納整理支援業務、収入超過者及び高額所得者の対応業務、入居者からの各種申込み・届出に関する業務、入居者の維持保管義務違反に関する業務、家賃関係業務、駐車場管理業務、共用部分にかかる業務、その他の管理業務 【施設の維持管理業務】 市営住宅等の巡回業務、市営住宅等の維持修繕、市営住宅等の保守点検等業務、その他市営住宅等の維持修繕等に関する業務 【その他】 事業計画書及び報告書等の作成、モニタリング実施協力等
		提案書類	団体概要説明書（団体の設立理念、主な業務内容等を記述） 事業計画書（審査基準表に対応した提案内容を記述） 財務状況報告書類（貸借対照表、損益計算書等） 諸証明書類（労働保険関係書類、社会保険適用通知書等）等
		指定期間	令和 8 年（2026 年）4 月 1 日から 令和 13 年（2031 年）3 月 31 日まで
応募状況		株式会社東急コミュニティー	
選定評価委員会に関する概要	委員構成		学識経験者 恩地 紀代子 神戸学院大学教授 学識経験者 清水 陽子 関西学院大学教授 学識経験者 榊 愛 摂南大学准教授 財務面に関する有資格者 大西 浩一 近畿税理士会豊能支部 労務面に関する有資格者 山崎 貴子 大阪府社会保険労務士会 (計 5 名)

選定評価委員会に関する概要	審議経過	第1回選定評価委員会【令和7年（2025年）5月19日開催】 諮問、募集要項・仕様書等について 第2回選定評価委員会【令和7年（2025年）9月29日開催】 書類審査等 第3回選定評価委員会【令和7年（2025年）10月18日開催】 面接審査、採点等 第4回選定評価委員会【令和7年（2025年）11月10日開催】 答申																	
	審査方法	提案書類に基づく書類審査及び面接審査																	
	採点結果	候補者 株式会社東急コミュニティー 656.41点 【1,000点満点】																	
候補者の選定理由		株式会社東急コミュニティーは、全国展開しているスケールメリットを活かした実績があり、本市においても、現指定管理者として業務に精通しており、市の求めるサービス水準について高い家賃収納率を維持するとともに住民アンケートで一定評価を得ており、安定した業務の実施が可能であると考えられます。 本市でのこれまでの経験や他自治体で広く業務展開をしている中での経験をふまえた新たな提案として、今後市営住宅でより一層必要となってくる高齢者に配慮した取組みや、日常的なサービスを災害などの非常時にもうまく活用することなどが提案されており、評価できます。 業務の実施にあたっては、前例踏襲にとどまるのではなく、定期的に見直しを行いながら、今後もよりよい運営管理に取り組むよう期待します。 【参 考】 ○審査詳細 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">選定審査項目・主な評価ポイント</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3"> ●基本姿勢 経営目標等の公共の利益の増進への合致、市の施策全般を理解し協力する姿勢、関連法令遵守姿勢、施設設置目的に沿った事業運営の提案 </td><td>配点</td><td>採点</td></tr> <tr> <td>40</td><td>30</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="3"> ●サービス水準・施設効用の発揮 確保すべきサービス水準、安心安全な市営住宅の維持管理を行う能力等、市営住宅の日常業務を公平公正かつ安定して確実に遂行する能力等、創意工夫ある自主事業を展開する提案 </td><td>配点</td><td>採点</td></tr> <tr> <td>390</td><td>319.17</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	選定審査項目・主な評価ポイント			●基本姿勢 経営目標等の公共の利益の増進への合致、市の施策全般を理解し協力する姿勢、関連法令遵守姿勢、施設設置目的に沿った事業運営の提案	配点	採点	40	30			●サービス水準・施設効用の発揮 確保すべきサービス水準、安心安全な市営住宅の維持管理を行う能力等、市営住宅の日常業務を公平公正かつ安定して確実に遂行する能力等、創意工夫ある自主事業を展開する提案	配点	採点	390	319.17		
選定審査項目・主な評価ポイント																			
●基本姿勢 経営目標等の公共の利益の増進への合致、市の施策全般を理解し協力する姿勢、関連法令遵守姿勢、施設設置目的に沿った事業運営の提案	配点	採点																	
	40	30																	
●サービス水準・施設効用の発揮 確保すべきサービス水準、安心安全な市営住宅の維持管理を行う能力等、市営住宅の日常業務を公平公正かつ安定して確実に遂行する能力等、創意工夫ある自主事業を展開する提案	配点	採点																	
	390	319.17																	

	●所要コストの適正度 指定管理委託料			配点	採点
				300	113.49
	●財務健全性 貸借対照表、損益計算書、資金保有の健全性、収支計画の適切性			配点	採点
				50	37.5
	●市民満足度への配慮 利用者からの各種申込み・依頼・問合せ等や地域の市民からの問合せ等にきちんと対応し、満足度を向上させる仕組みとなる提案、市内経済の発展に貢献するための提案			配点	採点
				90	67.5
	●従事者への配慮 労働関係法令の遵守、指導育成に関する方針・計画、研修の実施状況、従事者が働きがいを持ちいきいきと業務に取り組めるような提案、従事者（第三者委託先の従事者含む）が業務を行う際の安全管理が徹底			配点	採点
				50	37.5
	●個人情報保護体制 個人情報保護の体制			配点	採点
				30	22.5
●危機管理体制 緊急事態発生等への危機管理体制			配点	採点	
			50	37.5	
●候補者の過去の入札参加停止措置等の処分歴等の審査による減点 -8.75					
○提案価格					
提案価格			189,858,089 円（税込）		
予定価格			190,025,000 円（税込）		
最高評価点相当額			171,022,000 円（税込）		
※提案価格は実際の指定管理委託料と必ずしも一致するものではありません。					
候補者に関する概要	候補者概要	団 体 名： 株式会社東急コミュニティー			
		所 在 地： 東京都世田谷区用賀4丁目10番1号			
		代 表 者： 代表取締役 木村 昌平			
		設 立 年 月 日： 昭和45年4月8日			
		従 事 者 数： 10,234人（令和7年3月31日現在）			
		資 本 金： 1,653百万円			
		主な業務内容： マンションライフサポート事業（マンション管理・公営住宅管理運営等）、ビルマネジメント事業、リフォーム事業			

市議案第 1 1 3 号

豊中市立青少年自然の家の指定管理者の指定について

豊中市立青少年自然の家の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 7 年（ 2 0 2 5 年） 1 1 月 2 8 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

記

施設の名称	指定管理者	指定期間
豊中市立青少年自然の家	豊中市服部西町 2 丁目 1 4 番 1 7 号 特定非営利活動法人 豊中市青少年野外活動 協会	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 1 3 年 3 月 3 1 日 まで

（提案理由）

豊中市立青少年自然の家の管理を行わせるため、指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

指定管理者の候補者選定の概要

施設名		豊中市立青少年自然の家
所在地		大阪府豊能郡能勢町宿野 151-68
施設の概要		設置目的：豊かな自然環境の中での自然体験活動、野外活動及び団体生活を通じて青少年の主体性、創造性及び協調性を養うことにより、生きる力と互いの人格を認め合う心を育み、もって青少年の健全育成を図るため 敷地面積：94,074 m² 建物構造：鉄筋コンクリート2階建（一部地階） 定員：500人 休館日：月・火曜日及び12月29日から翌年1月3日まで
選定方法に関する概要	選定の方法	公募（市ホームページによる）により応募団体からの提案を審査
	募集要項公示期間	令和7年(2025年)5月19日から 令和7年(2025年)6月17日まで
	現地説明会	申し込みがなかったため未実施
	提案書類提出期限	令和7年(2025年)7月14日
	募集要項の概要	【管理運営業務】 ・豊中市立青少年自然の家条例第3条第1項各号に掲げる事業の実施に関する業務 ・本施設の使用承認、その取消しその他本施設の使用に関する業務 ・本施設の利用料金の徴収、減免および返還に関する業務 ・本施設の維持管理に関する業務 ・その他市長が必要と認める業務 【その他】 事業計画書及び報告書等の作成、モニタリング実施協力等
	提案書類	団体概要説明書（団体の設立理念、主な業務内容等を記述） 事業計画書（審査基準表に対応した提案内容を記述） 財務状況報告書類（貸借対照表、損益計算書等） 諸証明書類（労働保険関係書類、社会保険適用通知書等）等
応募状況		令和8年(2026年)4月1日から 令和13年(2031年)3月31日まで
応募状況		特定非営利活動法人 豊中市青少年野外活動協会
選定評価委員会に関する概要	委員構成	学識経験者 中田 敬司 神戸学院大学現代社会学部教授 学識経験者 中野 友博 びわこ成蹊スポーツ大学アウトドアスポーツセンターアドバイザースタッフ 学識経験者 宮村 裕子 京都産業大学現代社会学部教授 財務面に関する有資格者 齊藤 宗徳 税理士 労務面に関する有資格者 松永 由美子 社会保険労務士 （計5名）

選定評価委員会に関する概要	審議経過	第1回選定評価委員会【令和7年(2025年)5月8日開催】 指定管理者公募・選定に係る資料等について 財務関係書類審査【令和7年(2025年)7月30日開催】 労務関係書類審査【令和7年(2025年)8月5日開催】 第2回選定評価委員会【令和7年(2025年)8月29日開催】 書類審査 第3回選定評価委員会【令和7年(2025年)9月8日開催】 面接審査、採点の決定、答申書作成	
	審査方法	提案書類にもとづく書類審査及び面接審査	
	採点結果	特定非営利活動法人 豊中市青少年野外活動協会 641.25 点 【1,000 点満点】	
候補者の選定理由	特定非営利活動法人豊中市青少年野外活動協会は約 60 年にわたり野外活動を通じて青少年の主体性や指導者の育成など、本市青少年施策と連携し青少年健全育成活動を推進してきました。 これまでの豊富な経験と指定管理者としての 15 年の運営実績に基づき、当該施設の果たすべき役割を十分に理解しており、自然体験活動や野外活動、団体生活をととした青少年の健全育成に資するプログラムの提供、自然と調和した安心安全な施設環境の整備、利用者と共に成長するスタッフの人材育成等について、実現可能性の高い提案がなされました。 団体がこれまで大切に培ってきた様々な外部団体・機関・人とのつながりを最大限に活かし、そのつながりが見える化された発展的な提案内容であったこと。その上で、わっぱるの持つ豊富な自然を活かした自然体験活動にとどまらず環境学習にも資する事業展開を行おうとする姿勢などを高く評価し、当施設が要求するサービス水準を十分満たすものであることから、豊中市立青少年自然の家の指定管理者としてふさわしいと判断しました。		
	【参 考】 ○審査詳細		
	選定審査項目・主な評価ポイント		
	●基本姿勢 経営目標等の公共の利益の増進への合致、市の施策全般を理解し協力する姿勢、関連法令遵守姿勢、施設設置目的に沿った事業運営の提案		
			配点
		55	47.5
●サービス水準・施設効用の発揮 確保すべきサービス水準、具体的で実現性のある事業提案、安心安全な施設の維持管理を行う能力、使用許可の判断等を公平公正に行う能力、安定して確実に日常業務を遂行する能力、民間事業者と連携した事業の提案、創意工夫ある自主事業の提案			
		配点	採点
		425	341.25
●所要コストの適正度 指定管理委託料			
		配点	採点
		300	112.5

	●財務健全性 貸借対照表、損益計算書、資金保有、収支計画の健全性	
	配点	採点
	35	28.75
	●市民満足度への配慮 利用者満足度の改善提案、利用者の増加を図るための周知・広報の提案	
	配点	採点
	50	28.75
	●従事者への配慮 労働関係法令の遵守、従事者のスキルアップ研修・参加できる体制、従事者が働きがいを持ちいきいきと業務に取り組めるような提案、従事者の安全管理	
	配点	採点
	75	45
	●個人情報保護体制 個人情報保護の体制	
配点	採点	
30	22.5	
●危機管理体制 緊急事態発生等への危機管理体制		
配点	採点	
30	15	
○提案価格		
提案価格 41,000,000 円（税込）		
予定価格 41,000,000 円（税込）		
最高評価点相当額 38,000,000 円（税込）		
※提案価格は実際の指定管理委託料と必ずしも一致するものではありません。		
候補者に関する概要	候補者概要	
	団体名：特定非営利活動法人 豊中市青少年野外活動協会	
	所在地：豊中市服部西町2丁目14番17号	
	代表者：理事長 八田 健一	
	設立年月日：平成17年10月21日	
	従事者数：5名	
	資本金（or 基本財産）：－	
	主な業務内容：①野外活動、自然体験活動、環境教育事業	
	②野外活動等の指導者育成事業	
	③野外活動に関する受託事業	
④野外活動に関する情報提供事業		
⑤野外活動等の普及事業		
⑥野外活動等を実施しようとする団体への指導者の派遣		
⑦野外活動に関する調査研究事業		
⑧野外活動等関係施設の管理運営に関する事業		

市議案第 1 1 4 号

工事請負変更契約の締結について

次のとおり工事請負変更契約を締結するものとする。

令和 7 年（2 0 2 5 年） 1 1 月 2 8 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

記

1	件	名	豊中市立西丘こども園外 5 園建替え等工事設計施工一括発注業務
2	変 更 前 契 約 金 額		5, 0 2 4, 1 5 2, 1 0 0 円
3	変 更 後 契 約 金 額		5, 0 7 3, 5 0 6, 9 0 0 円
4	今回変更による増額		4 9, 3 5 4, 8 0 0 円
5	変 更 の 要 因		労務単価及び物価上昇に伴う契約書第 3 4 条第 6 項（インフレスライド条項）の規定により工事請負金額の増額変更を行うもの
6	契 約	先	大林・河崎・薮谷・太陽・類共同企業体

（提案理由）

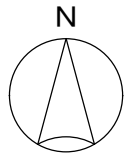
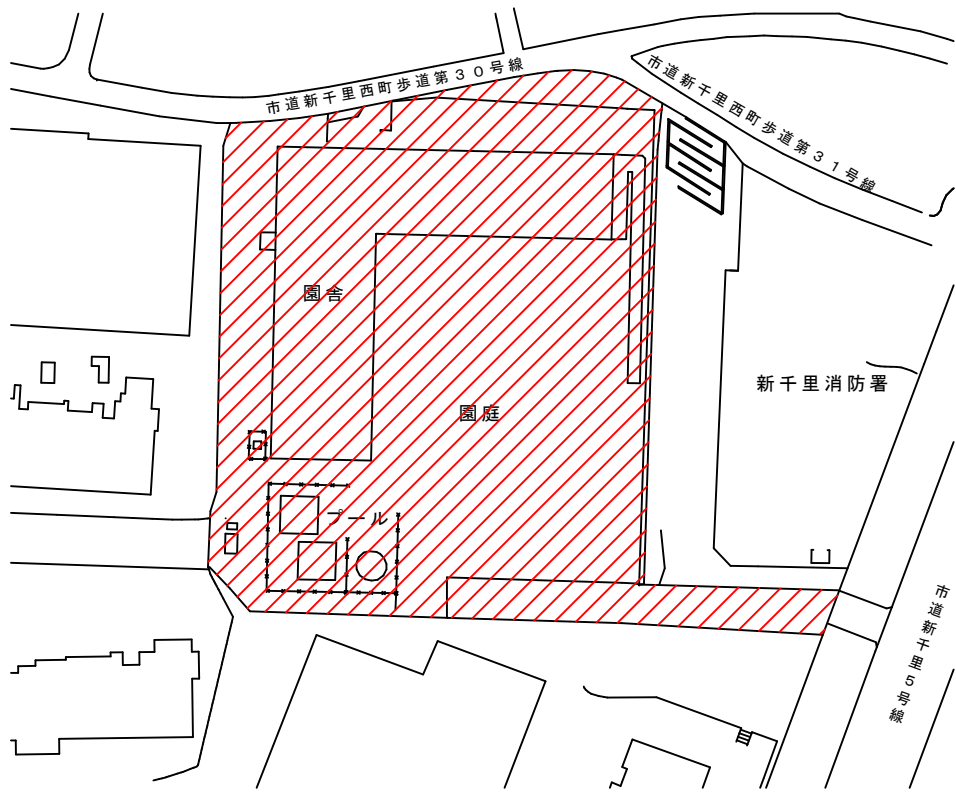
上記の工事について請負変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設に関する条例第 2 条の規定により提案するものである。

契 約 変 更 表

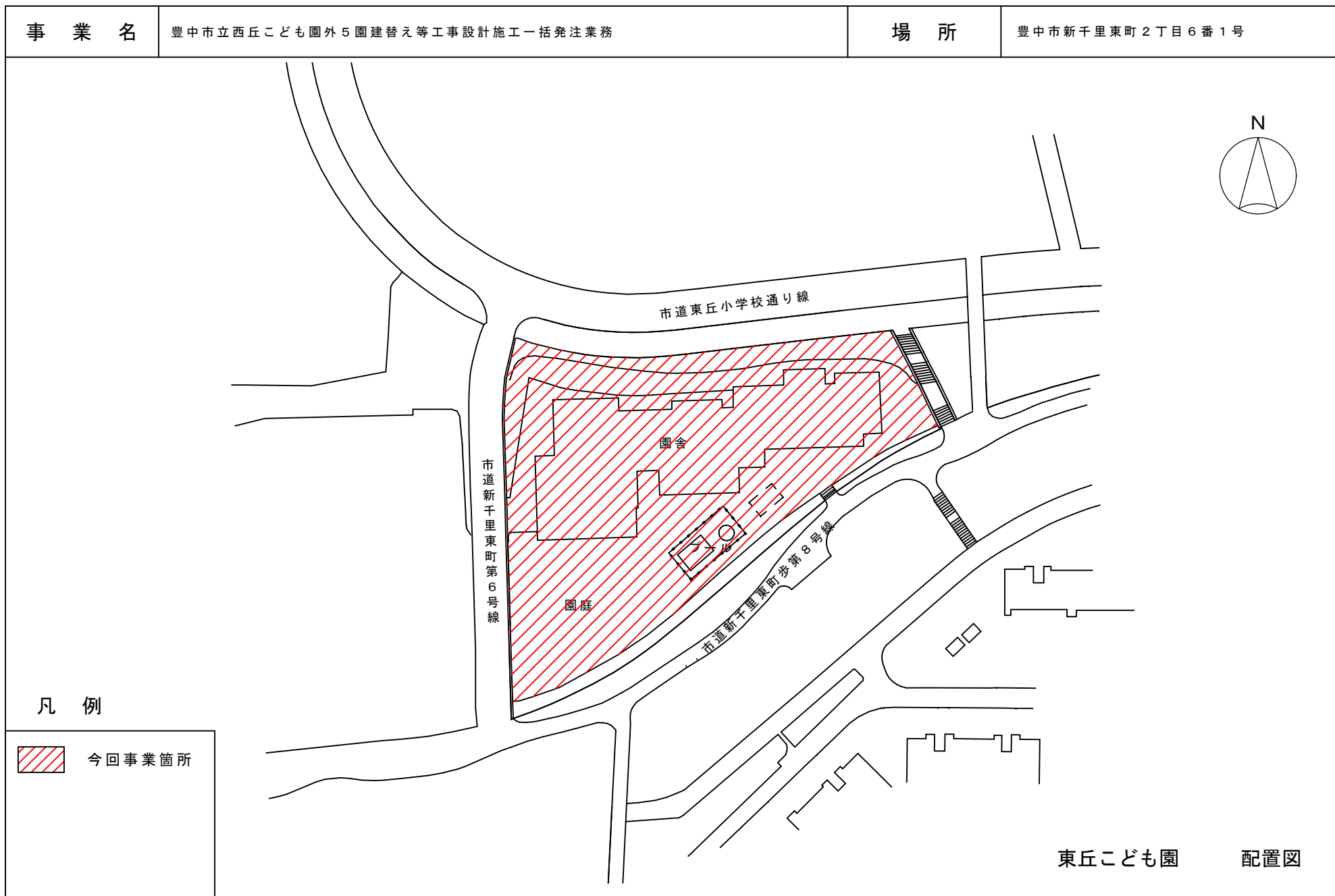
契 約 変 更 表			件 名				場 所			
			豊中市立西丘こども園外5園建替え等工事設計施工一括発注業務				豊中市新千里西町2丁目2番1号外5箇所			
							担 当 部 （局） 課 （室）			
							財務部 施設課			
仮 契 約 日		令和 7 年 11 月 13 日		履行期間	令和 3 年 12 月 28 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで	契約方法	随意契約2号該当採用	種別	建築工事	
契 約 業 者 名	大林・河崎・藪谷・太陽・類共同企業体		大阪府大阪市中央区北浜3－5－29			現 場 説 明				
契 約 金 額	5,073,506,900		契 約 業 者 所 在 地				見 積 合 せ			
（内消費税額）	461,227,900									
予定価格（税込）			低入札基準価格（税込）			落 札 金 額				
予定価格（税抜）			低入札基準価格（税抜）			落札金額は、入札金額に消費税を加算したもの。				

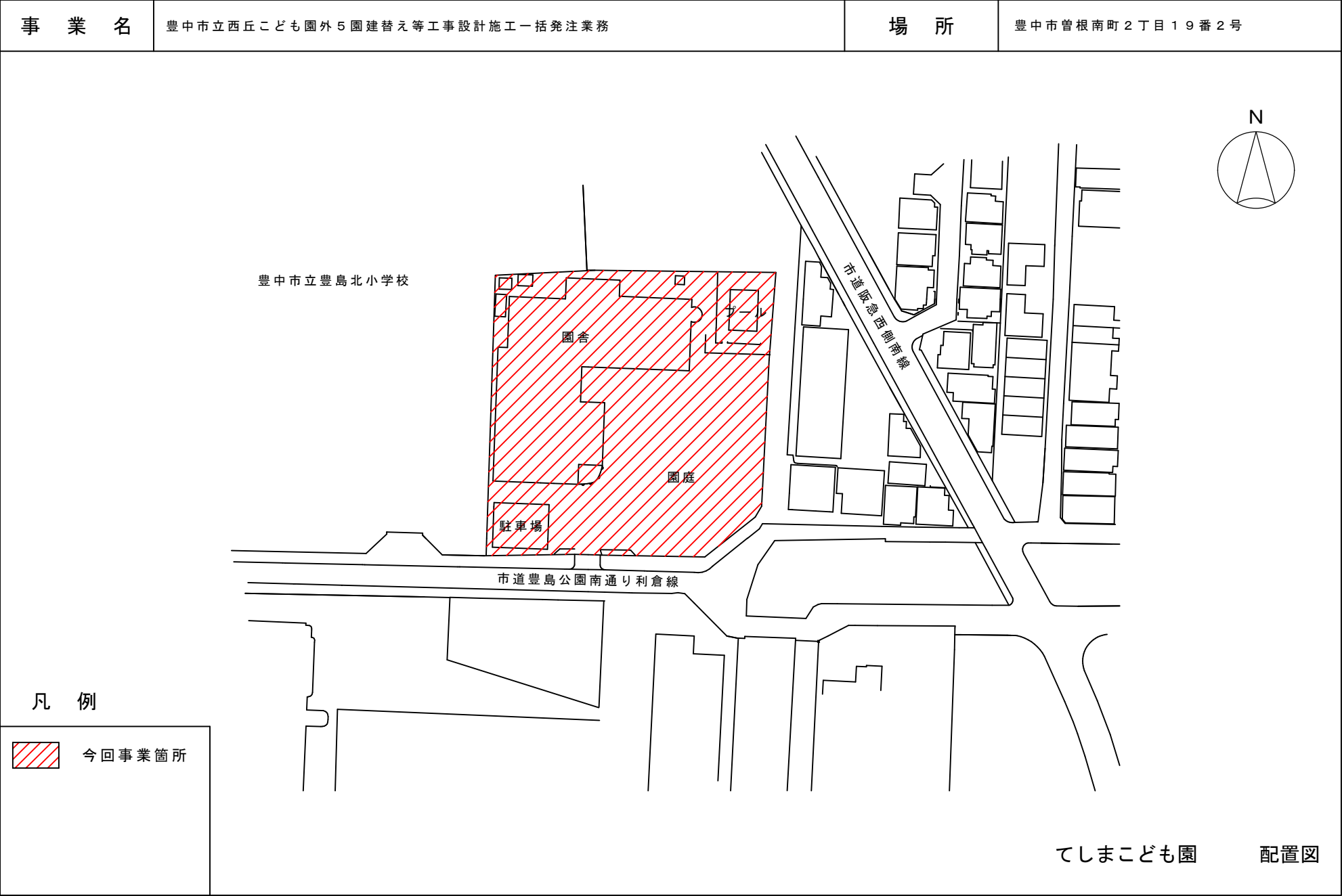
合 算 又 は 按 分 状 況	変 更 の 内 容						
	変更前契約金額 + インフレスライド増額分 = 変更後契約金額 5,024,152,100円 49,354,800円 5,073,506,900円						
工 事 概 要							
備 考							

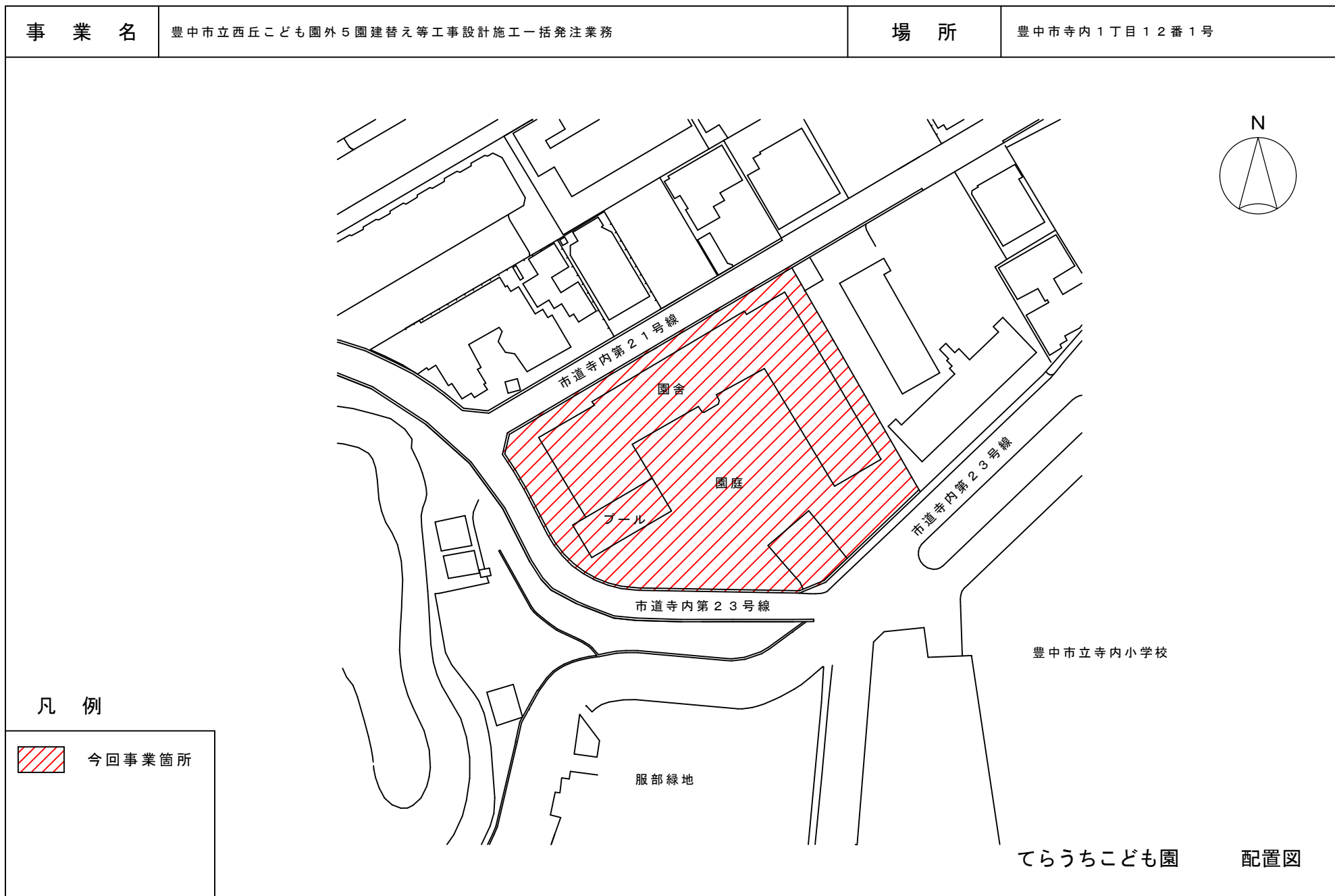
当初契約日 令和 3 年 12 月 28 日

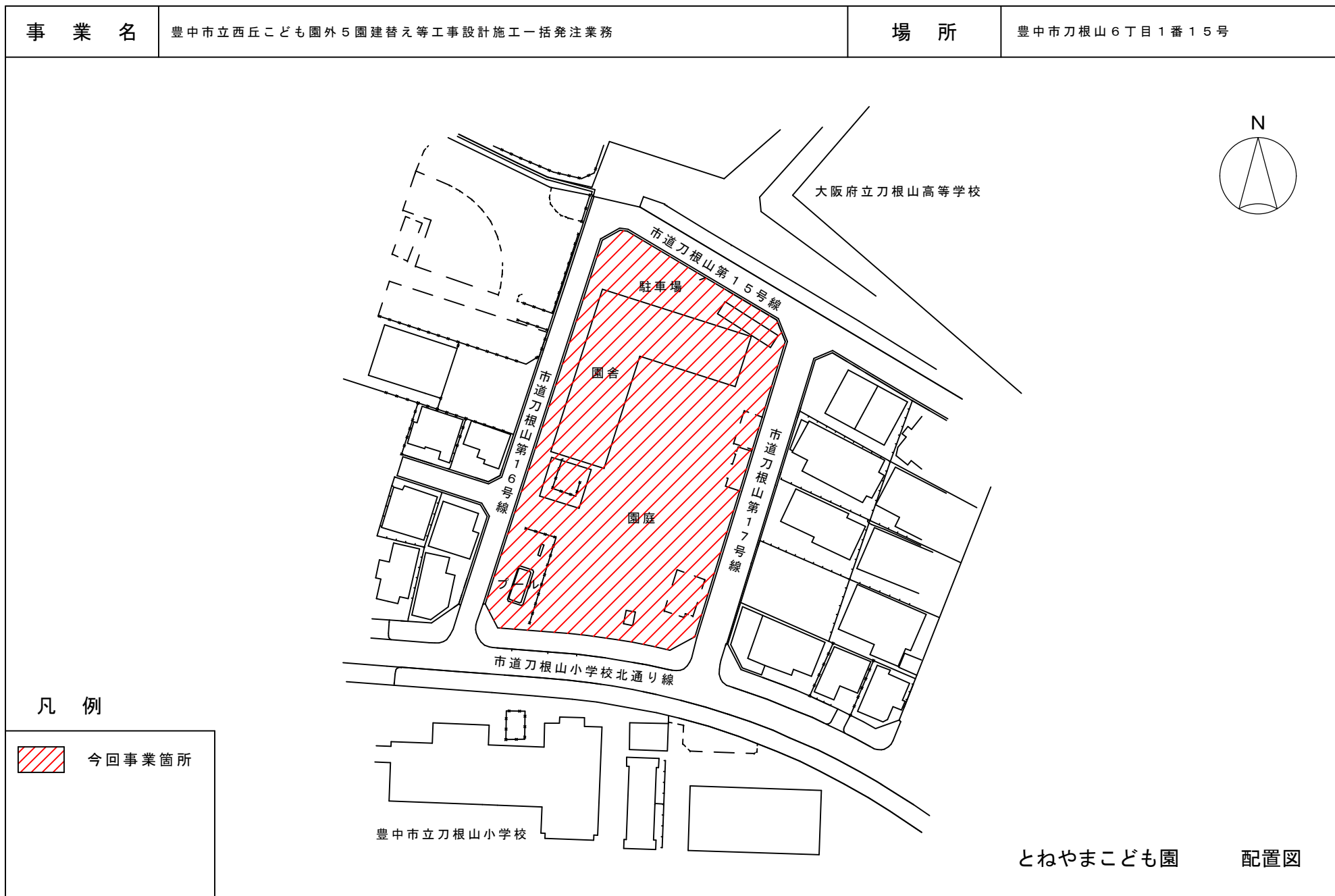
事業名	豊中市立西丘こども園外5園建替え等工事設計施工一括発注業務	場所	豊中市新千里西町2丁目2番1号
凡 例  今回事業箇所		  西丘こども園 配置図	

事業名	豊中市立西丘こども園外5園建替え等工事設計施工一括発注業務	場所	豊中市原田元町2丁目22番1号
凡 例  今回事業箇所	 原田こども園 配置図		









市議案第115号

工事請負変更契約の締結について

次のとおり工事請負変更契約を締結するものとする。

令和7年（2025年）11月28日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

記

1	件 名	豊中市立(仮称)南校建設事業
2	変 更 前 契 約 金 額	11,924,616,000円
3	変 更 後 契 約 金 額	12,367,010,700円
4	今回変更による増額	442,394,700円
5	変 更 の 要 因	労務単価及び物価上昇に伴う契約書第34条 第6項（インフレスライド条項）の規定によ り工事請負金額の増額変更を行うもの
6	契 約 先	鴻池組・久米設計・大路建設・ササベ設備・ 吉田電気設備共同企業体

（提案理由）

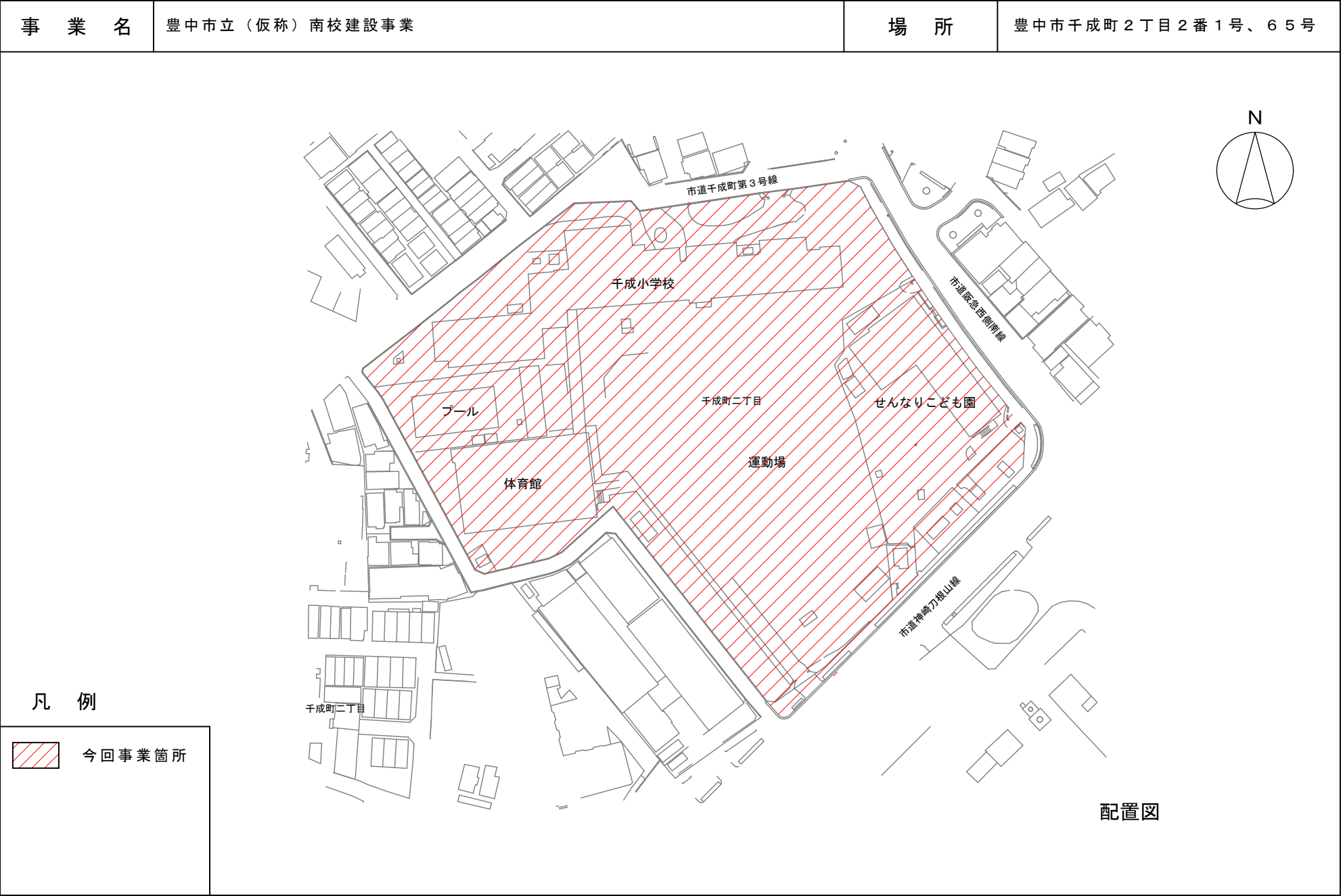
上記の工事について請負変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき
契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設に関する条例第2条の規定
により提案するものである。

契 約 変 更 表

契 約 変 更 表			件 名				場 所		
			豊中市立(仮称)南校建設事業				豊中市千成町2丁目2番1号、65号		
							担 当 部 (局) 課 (室)		
							財務部 施設課		
仮 契 約 日		令和 7 年 11 月 11 日		履行期間	令和 4 年 8 月 30 日から 令和 8 年 3 月 16 日まで	契約方法	随意契約2号該当採用	種別	建築工事
契 約 業 者 名	鴻池組・久米設計・大路建設・ササベ設備・吉田電気設備共同企業体								
契 約 金 額	12,367,010,700	契 約 業 者 地 所 在 地	大阪府大阪市中央区北久宝寺町3－6－1			現 場 説 明			
(内消費税額)	1,124,273,700								
予定価格（税込）		低入札基準価格（税込）		落 札 金 額		見 積 合 せ			
予定価格（税抜）		低入札基準価格（税抜）		落札金額は、入札金額に消費税を加算したもの。					

合 算 又 は 按 分 状 況	変 更 の 内 容						
	変更前契約金額 + インフレスライド増額分 = 変更後契約金額 11,924,616,000円 442,394,700円 12,367,010,700円						
工 事 概 要							
備 考							

当初契約日 令和 4 年 8 月 30 日



市議案第 1 1 6 号

工事請負変更契約の締結について

次のとおり工事請負変更契約を締結するものとする。

令和 7 年（2 0 2 5 年） 1 1 月 2 8 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

記

1	件	名	曾根島江線整備工事（合併入札）
2	変 更 前 契 約 金 額		1 8 7, 0 0 0, 0 0 0 円
3	変 更 後 契 約 金 額		2 1 4, 6 6 7, 2 0 0 円
4	今回変更による増額		2 7, 6 6 7, 2 0 0 円
5	変 更 の 要 因		近接する府営島江住宅敷地内の補償工事について、大阪府との協議が完了したため、工事内容を追加したことにより工事請負金額の増額変更を行うもの
6	契 約 先		橋本建設株式会社

（提案理由）

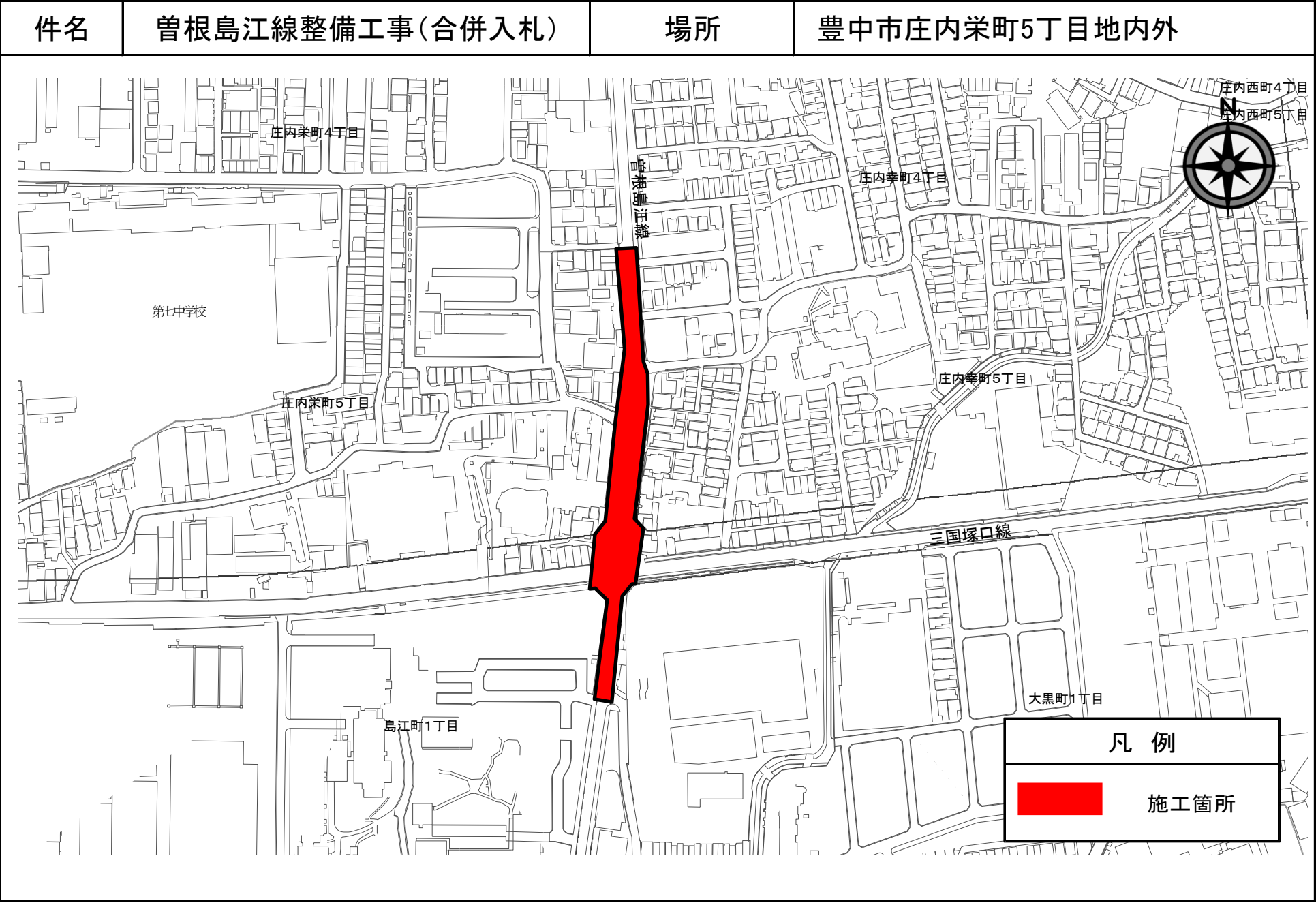
上記の工事について請負変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設に関する条例第 2 条の規定により提案するものである。

契 約 変 更 表

契 約 変 更 表			件 名				場 所										
			曾根島江線整備工事(合併入札)				豊中市庄内栄町5丁目地内外										
							担 当 部 (局) 課 (室)										
							都市基盤部 基盤整備課										
仮 契 約 日		令和 7 年 11 月 7 日															
契 約 業 者 名		橋本建設(株)		履行期間		令和 7 年 7 月 7 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで		契約方法		一般競争入札 落札		種別		土木工事			
契 約 金 額		214,667,200		契 約 業 者 地 所 在 地		大阪府豊中市上野西1－12－26				現 場 説 明							
(内消費税額)		19,515,200															
予定価格(税込)				低入札基準価格(税込)				落 札 金 額				見 積 合 せ					
予定価格(税抜)				低入札基準価格(税抜)				落札金額は、入札金額に消費税を加算したもの。									

合 算 又 は 按 分 状 況	変 更 の 内 容						
	変更前契約金額 + 増額分 = 変更後契約金額 187,000,000円 27,667,200円 214,667,200円						
工 事 概 要							
備 考							

当初契約日 令和 7 年 7 月 7 日



市議案第 1 1 7 号

特定事業変更契約の締結について

次のとおり特定事業変更契約を締結するものとする。

令和 7 年（2 0 2 5 年）1 1 月 2 8 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

記

1	件	名	豊中市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業
2	変 更 前 契 約 金 額		4, 3 1 5, 8 6 0, 7 1 2 円
3	変 更 後 契 約 金 額		4, 4 5 8, 0 1 8, 3 6 1 円
4	今回変更による増額		1 4 2, 1 5 7, 6 4 9 円
5	変 更 の 要 因		事業契約書第 7 7 条及び別紙 7 に基づき、賃金水準（物価水準）の変動による第 2 期工事における設計・施工等のサービス対価の増額変更を行うもの
6	契 約	先	豊中学校空調サービス株式会社

（提案理由）

上記の特定事業契約について変更契約を締結したいので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第 1 2 条の規定により提案するものである。

契約変更表

契約変更表			件 名			場 所		
			豊中市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業			豊中市立克明小学校外49校		
						担 当 部（局）課（室）		
仮 契 約 日 令和7年10月22日			教育委員会事務局 学校施設管理課					
契 約 業 者 名	豊中学校空調サービス(株)		履行期間	本契約締結日 から 令和23年3月31日まで		契約方法	随意契約2号該当採用	
契 約 金 額	4,458,018,361	契 約 業 者 所 在 地	大阪市豊中市北条町三丁目14番4号			電 送		
(内消費税額)	(405,274,396)							
予定価格(税込)		最低制限価格(税込)	設定なし			見 積 合 せ		
予定価格(税抜)		最低制限価格(税抜)	設定なし					

合 算 又 は 按 分 状 況		No.	変更の内容					
代表企業 柳生設備株式会社 構成企業 オーディーエー株式会社 協力企業 株式会社創英設計 協力企業 サンテクノサービス株式会社 協力企業 パナソニック産機システムズ株式会社		1	変更前契約金額 + 賃金水準(物価水準)の変動による増額分 = 変更後契約金額 4,315,860,712円 142,157,649円 4,458,018,361円					
概 要								
備 考								

当初契約日 令和6年8月26日

■ 豊中市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業

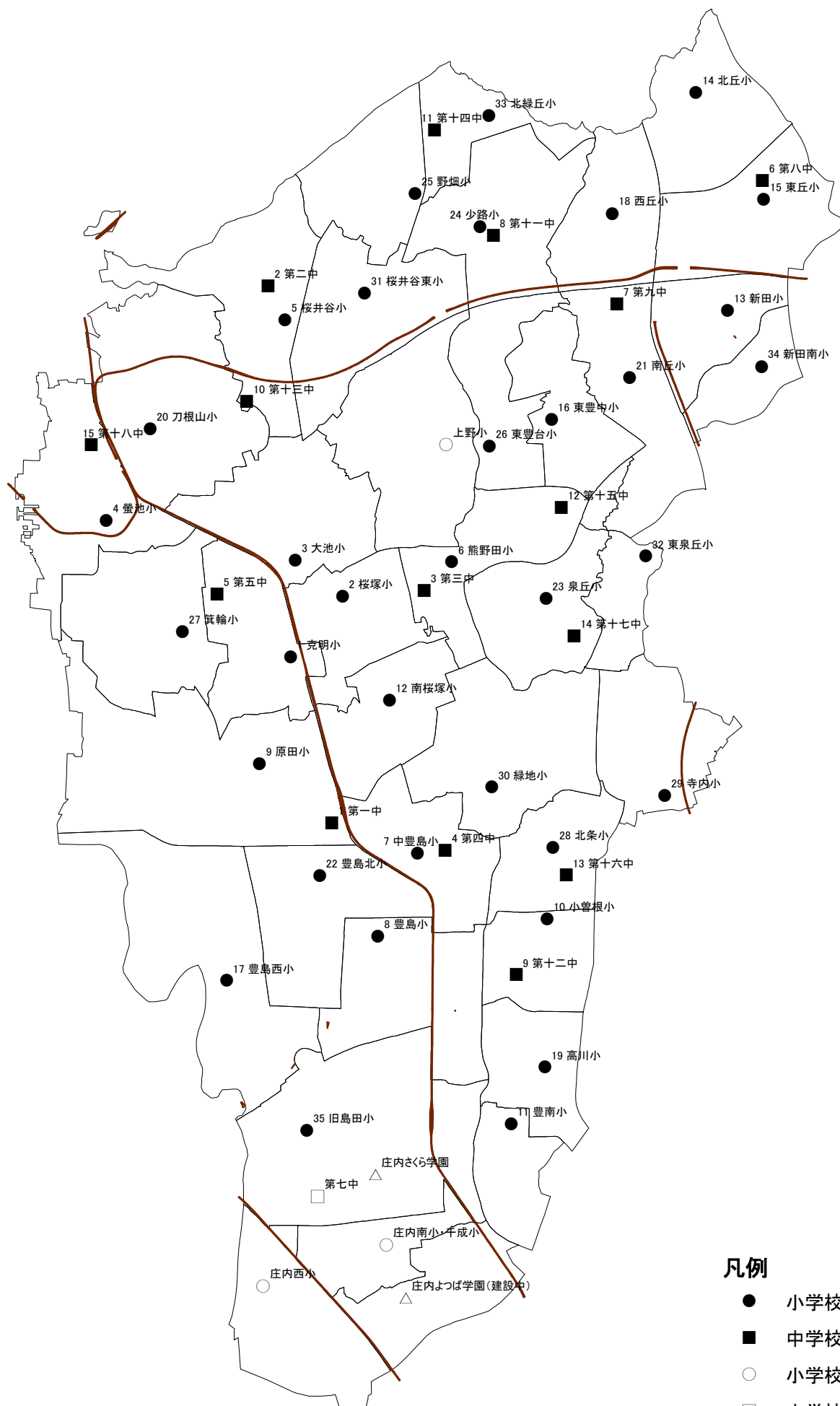
【設置対象校一覧】

(1) 小学校

小学校	No.	学校名	所在地
	1	克明小学校	豊中市岡町北3-4-1
	2	桜塚小学校	豊中市北桜塚2-6-1
	3	大池小学校	豊中市本町1-7-12
	4	螢池小学校	豊中市螢池中町1-15-1
	5	桜井谷小学校	豊中市柴原町3-11-1
	6	熊野田小学校	豊中市赤坂1-5-1
	7	中豊島小学校	豊中市曽根東町6-13-1
	8	豊島小学校	豊中市服部西町3-6-5
	9	原田小学校	豊中市原田元町1-17-1
	10	小曽根小学校	豊中市小曽根1-2-1
	11	豊南小学校	豊中市豊南町西2-19-1
	12	南桜塚小学校	豊中市南桜塚2-2-1
	13	新田小学校	豊中市上新田2-19-1
	14	北丘小学校	豊中市新千里北町2-19-1
	15	東丘小学校	豊中市新千里東町3-1-1
	16	東豊中小学校	豊中市東豊中町5-1-1
	17	豊島西小学校	豊中市上津島3-4-1
	18	西丘小学校	豊中市新千里西町2-23-1
	19	高川小学校	豊中市豊南町東1-1-1
	20	刀根山小学校	豊中市刀根山5-2-1
	21	南丘小学校	豊中市新千里南町2-13-1
	22	豊島北小学校	豊中市曽根南町2-19-1
	23	泉丘小学校	豊中市西泉丘1-10-1
	24	少路小学校	豊中市西緑丘2-10-1
	25	野畑小学校	豊中市向丘3-1-1
	26	東豊台小学校	豊中市東豊中町6-2-1
	27	箕輪小学校	豊中市箕輪1-1-1
	28	北条小学校	豊中市北条町2-16-1
	29	寺内小学校	豊中市寺内2-15-1
	30	緑地小学校	豊中市城山町4-1-1
	31	桜井谷東小学校	豊中市桜の町7-5-1
	32	東泉丘小学校	豊中市東泉丘3-2-1
	33	北緑丘小学校	豊中市北緑丘2-4-1
	34	新田南小学校	豊中市上新田4-9-1
	35	旧島田小学校	豊中市庄内栄町2-20-1

(2) 中学校

中学校	No.	学校名	所在地
	1	第一中学校	豊中市曾根西町1-6-1
	2	第二中学校	豊中市宮山町2-1-1
	3	第三中学校	豊中市栗ヶ丘町1-1
	4	第四中学校	豊中市服部本町4-5-7
	5	第五中学校	豊中市立花町1-10-1
	6	第八中学校	豊中市新千里東町3-2-1
	7	第九中学校	豊中市新千里南町1-4-1
	8	第十一中学校	豊中市西緑丘2-11-1
	9	第十二中学校	豊中市浜2-14-1
	10	第十三中学校	豊中市柴原町2-14-1
	11	第十四中学校	豊中市北緑丘1-1-1
	12	第十五中学校	豊中市熊野町3-8-1
	13	第十六中学校	豊中市北条町3-18-1
	14	第十七中学校	豊中市西泉丘2-2432-2
	15	第十八中学校	豊中市螢池中町4-7-1



凡例

- 小学校(設置対象)
- 中学校(設置対象)
- 小学校
- 中学校
- △ 義務教育学校